

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、千葉県防衛大学校父母会と称する。

(事務局)

第2条 事務局は会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、防衛大学校の教育目的を認識し、学生を激励し、健全な育成に側面から協力するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生に対する激励訪問
- (2) 学生の募集及び広報に関する協力
- (3) 会員の知識向上を図るための研修会
- (4) 機関誌等の発行
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員
本会の目的に賛同して入会した千葉県にゆかりのある防衛大学校在校生の父母及び家族
- (2) 賛助会員
正会員の資格を有しない者で本会の目的に賛同する者

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会の決議により別に定める規則に従い、本会の事業活動等に経常的に生じる費用に充てるため、会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が死亡したとき、又は支払い期日より2ヶ月以上経過し、会費を納入しなかったときは、退会したものとみなす。
- 3 本会の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をしたとき、又はその他の正当な事由がある場合は、役員会の決議を経て、退会とすることができる。

(会費等の不返還)

第10条 既納の会費その他の拠出金は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、業務執行役員(会計・書記・広報)各若干名、監査2名さらに幹事若干名を置くことができる。

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

但し、任期途中での役員の交代は役員会の承認事項とし、総会で報告するものとする。

(役員職務)

第13条 役員は、役員会を構成し、この会則の定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代行する。
- 4 業務執行役員は、本会の事業運営に必要な業務を分担執行する。
- 5 監査は、本会の業務及び会計を監査し、これを総会に報告する。
- 6 幹事は、会長が指定した事業の業務を担当する。

(役員任期)

第14条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 欠員により補選された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第15条 役員は無報酬とする。但し、役員には、その職務を行うために要する

費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第 16 条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問及び相談に応ずる。

第 4 章 総会

(種類)

第 17 条 本会の総会は、定期総会と臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 18 条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(議決)

第 19 条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選任
- (3) 前事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 当事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) その他、役員会が総会において議決を要すると認める事項

(招集及び開催)

第 20 条 定期総会は、毎年 1 回年度初めに会長が招集し、会長を議長として開催する。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の過半数から請求があったとき、会長が招集し、会長を議長として開催する。

(決議)

第 21 条 総会の議事は、会員の過半数が出席し、出席した会員の多数決をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

2 総会に出席できない会員は、会長に対し委任状をもって委任したときは、出席したものとみなす。

3 前項の規定に係わらず、社会情勢等により総会を開催することが不可能、又は適切でないとして役員会が判断した場合は、書面での決議をもって代えることができるものとする。

(議事録)

第 22 条 会議の議事については、議事録を作成し、事務局に備え付けるものとする。

第5章 役員会

(構成)

第23条 役員会は、役員をもって構成する。

(議決)

第24条 役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の運営及び会長が付議した事項
- (4) 運営上必要な事項

(招集及び開催)

第25条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、会長を議長として開催する。

(決議)

第26条 役員会の議事は、役員の過半数が出席し、出席した役員の多数決をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

- 2 役員会に出席できない役員は、会長に対し委任状をもって委任したときは、出席したものとみなす。
- 3 前項の規定に係わらず、社会情勢等により総会を開催することが不可能、又は適切でないと会長が判断した場合は、書面での決議をもって代えることができるものとする。

(議事録)

第27条 役員会の議事については、議事録を作成し、事務局に備え付けるものとする。

第6章 会計

(経費)

第28条 本会の運営に必要な経費は、会費（年額：正会員一家族5千円、賛助会員一家族3千円）及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 事業遂行上必要と役員会が認める場合は、特別会費を徴収することができる。
- 3 予期せぬ支出、又は会費収入が予算を大幅に下回る等、会の運営に著しい影響が認められると会長が判断した場合は、役員会の同意を得て、正会員に対し特別会費を徴収することができるものとする。
- 4 経費の支出は、会長が決済し、会計に委嘱する。

(慶弔)

第 29 条 役員会は、慶事（叙勲等）、弔事に関して常識的な金銭の支出をできる。支出内容は総会における報告事項とする。

第 7 章 雑則

（会則）

第 30 条 この会則は、役員会において発議し、総会において決議する。

（運営）

第 31 条 本会の運営は、当会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会の議決により別に定める。

- 2 本会は、総会において参加者全員の同意を得なければ解散することができない。

附則

この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この会則は、平成 15 年 6 月 15 日から施行する。

附則

この会則は、平成 22 年 6 月 5 日から施行する。

附則

この会則は、平成 23 年 6 月 18 日から施行する。

附則

この会則の変更は、令和 3 年 5 月 8 日から施行する。